

令和7年12月10日

事業者各位

松本市議会事務局

## 情 報 提 供 依 頼 書

### 1 趣旨

松本市議会では、令和元年度にタブレット端末及びグループウェアを一括導入し、情報通信技術の活用による「議会の機能強化及び非常時における議会機能の維持」(松本市議会基本条例第10条)を図ってまいりました。

現在、令和9年度のタブレット端末及びグループウェア更新に向けて、その適切な方法を検討しています。当該検討においては、特にこれまで6年以上にわたって使用してきたグループウェア(Google Workspace)のスムーズな移行が課題となっています。

そこで、タブレット端末及びグループウェア更新に係る情報のうち、特に、グループウェア(Google Workspace)の移行に限定して、電気通信事業者のみなさまに情報提供をお願いするものです。

### 2 対象事業者

次の事業者に情報提供をお願いするものです。なお、(1)の事業者については別途直接情報提供をお願いするものです。

- (1) 令和7年12月1日現在において松本市の入札参加資格を有するMNO事業者
- (2) 電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業者で、上記(1)以外の者(MVNO事業者を含みます。)

### 3 情報提供依頼事項

- (1) 旧契約(令和9年3月までの調達契約をいいます。以下同じ。)で調達しているグループウェア(Google Workspace)のクラウドサーバーに蓄積されたデータを、新契約(令和9年4月からの調達契約をいいます。以下同じ。)で調達するグループウェア(Google Workspaceの再調達を想定)のクラウドサーバーにそのまま移行し、旧契約で調達しているグループウェアと全く同じ状態で使用すること(グループ内の各ユーザーが、旧契約のグループウェア内で保持し、使用しているデータを、新契約で調達するグループウェア内においても、同じように保持し、使用すること)が可能か。

なお、旧契約と新契約では受注者が異なることを想定すること。

- (2) 上記(1)が可能である場合は、旧契約で調達したグループウェア(Google Workspace)のクラウドサーバーから新契約で調達するグループウェア(Google Workspace)のクラウドサーバーへのデータ移行のために必要な期間(当該データ移行に伴い、松本市議会がグループウェアを使用できなくなる期間をいいます。)
- (3) 上記(1)が可能である場合は、当該データ移行に係る概算費用

- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるほか、松本市議会におけるグループウェアの移行に有益と考えられる事項

#### 4 前提とする事項

- (1) 旧契約では、次の内容によりタブレット端末及びグループウェアを一括調達しています。
- ア タブレット端末は、iPad Pro（2021年モデル。第5世代）新品42台をレンタルで調達し、セルラー通信回線（SIM）42回線の提供、全端末の補償、MDM（Mobile Device Management）システムの提供を含むものです。
- イ グループウェアはGoogle Workspace（Starter）について42アカウントの提供を受け、アカウント（メールアドレス）には独自ドメイン「matsumotoshigikai.work」を使用しています。
- (2) 新契約についても、旧契約と同一の内容でタブレット端末及びグループウェアの一括調達を予定するものです。

#### 5 情報提供の要領

- (1) 情報提供（回答）の様式及び提出方法
- ア 上記2の情報提供依頼事項について、任意様式で情報提供書を作成し、回答してください。
- イ 情報提供書を郵送（書面）又は電子メール（PDFデータ）で提出してください。
- (2) 情報提供書の提出先
- ア 郵送 〒390-8620 松本市丸の内3番7号松本市議会事務局  
イ 電子メール gikai@city.matsumoto.lg.jp  
ウ 担当者 松本市議会事務局議会担当 中田
- (3) 情報提供募集期間
- 令和7年12月10日（水）から令和8年1月9日（金）午後5時まで
- (4) 質疑等
- ア この情報提供依頼（以下「本件RFI」という。）に対し、ご質問がある場合は、担当者（上記(4)）まで電子メールでお問合せをお願いいたします。
- イ ご質問に対する回答は、受付後5営業日程度を予定しています。
- ウ ご質問の内容に関して、担当者から問合せをさせていただく場合もあります。
- (5) その他（注意事項等）
- ア 本情報提供依頼は、情報提供事業者に対する将来の契約行為を保証するものではありません。
- イ ご提供いただいた情報・資料の返却はいたしません。
- ウ ご提供いただいた情報・資料の作成にかかる費用は、本市では負担いたしません。
- エ ご提供いただいた情報に関し、後日問い合わせを行う場合があります。また、情報提供内容の理解を深めるため、製品トライアルやデモの実施についてご相談させていただく場合がございますので、その際にも積極的なご協力をお願いいたします。